

2/25
玉置

「人の営み支えられない制度」



者が受け取る介護報酬を国が引き下げる続けてきたこと」です。

例えば03年には、訪問介護で「身体介護」と「生活援助」が一体で提供できなくなりました。政府は、「身体介護」の報酬を引き上げる一方、「生活援助」は利用者の範囲を限定し報酬を引き下げました。

昨年の老人福祉・介護事業の倒産は、2017年の過去最多に並ぶ11件とのございました(「東京商工リサーチ調べ」)。時間区分を一時間ごとにして単価を引き下げるなど、「あの手この手」で利

用抑制を進めてきました。

小島さんは、介護を必要とする人は生活が崩れていけるケースが多く、身体介護と生活援助を歴然と分けのことはできないと強調。「食べる、排せつする、清潔にするといふ人の基本的な営みを支え、利用者と家族の生活

最たるもののは、14年の法改悪による要支援」、2の「総合事業」への移行です。

「総合事業」は、運営もサービス内容も各自治体任せ。厚生労働省は住民参加型の「多様なサービス」が出現したといいますが、小島さんは「総合事業は完全に失敗」だといいます。

これまどと同程度のサービスを、たださえ低い介護保険より安い安く設定された単価で、事

を支えるのが介護。今の制度はそれができる仕組みになっていない」と指摘します。

「事業者がサービスを打ち切れば、介護が必要な人の生活は成り立たなくなります。今までサービスを提供していた人に、もうかないから行かないとは言えない。でも、ヘルパーも人手不足

によって多回利用のプランを組むケアマネジャーが減り、実質的に利用抑制につながっていると指摘します。

小島さんは、「国会での議論も手続きも踏まない報酬改定で制度を変えるのはおかしい。今度の報酬改定でも何が行われるのかよく見る必要がある」と語りました。



小島美里さん